埼玉県

さいたま市のゼロカーボンシティ実現に向けた取組

さいたま市環境局環境共生部
ゼロカーボン推進戦略課

さいたま市の現状

本市の面積は217.43平方キロメートルで、人口は約135万人と、政令指定都市の中で9番目に多い規模となっています。

また、各種自治体ランキングにおいても高い評価を受けており、一般社団法人日本総合研究所が公表している「全47都道府県幸福度ランキング2024年版」では、政令指定都市の中で総合1位となっています。さらに、「SUUMO住みたい街ランキング2026首都圏版」では大宮が第2位、浦和が第11位に選ばれたほか、全国市区・SDGs先進度調査では全国4位となっています。

このように住みやすさが評価されていることから、さいたま市の人口は年々増加しています。「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」によると、令和6(2024)年における市町村別の人口増加数では全国7位となっています。



見沼たんぼから見たさいたま新都心

ゼロカーボンシティ実現に向けた取組

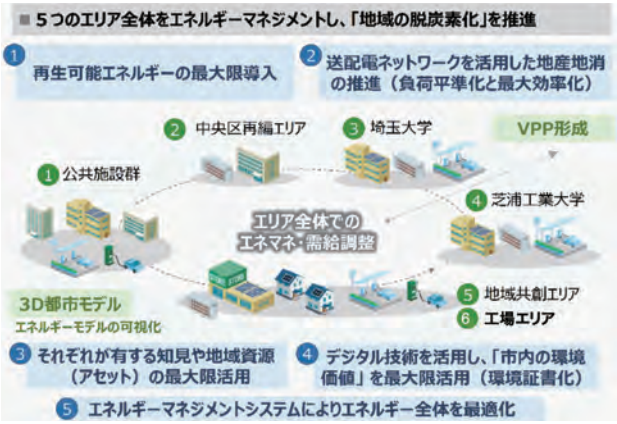
本市では、将来の脱炭素社会の実現に向けた取組は必要不可欠であるという認識のもと、令和2(2020)年7月28日に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)」を目指していくことを表明しました。

また、「さいたま発の公民学によるグリーン共創モデル」をコンセプトに、全国の自治体で実現可能な汎用性の高い「地域循環共生型の都市エネルギーモデル」と公・民・学それぞれが主体となって取り組む「先進的かつサステナブルなグリーン成長モデル」の創出を目指すものとして、埼玉大学、芝浦工業大学、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社とともに共同提案を行い、令和4(2022)年、第1回脱炭素先行地域に他の25自治体とともに選定されました。全国への横展開が期待できる「実行の脱炭素ドミノ」の先進モデルとして取組を推進しています。

「さいたま発の公民学によるグリーン共創モデル」では、公・民・学に分類される幅広い類型・需要家を対象として、さいたま市域のうち、「公共施設群」と、その一部として実施する「中央区再編エリア」、「埼玉大学キャンパス」、「芝浦工業大学大宮キャンパス」の2つの大学キャンパス、商業施設・住宅地といった市街地を想定した、「美園地区周辺の地域共創エリア」、「工場エリア」の6つを対象エリアとし、この6つのエリア全体をエネルギーマネジメントすることで、「地域の脱炭素化」を推進しています。

さらに、脱炭素先行地域の先導的取組や、再エネ設備の導入を市内全域へ展開していくことを念頭に、新たに

公民学によるグリーン共創モデル



地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の「重点対策加速化事業」について、令和５(2023)年４月に選定されました。同交付金を用いて、公共施設の脱炭素化(自立・分散型再エネの最大限導入)、企業への再エネ設備導入支援(支援制度の創設・拡充)を推進しています。

脱炭素街区の形成に向けた取組

本市ではゼロカーボンシティの実現という目標を達成するため、様々な取組を進めています。その一つに、「脱炭素先行地域事業」の一環として実施する、脱炭素街区の形成事業があります。この事業は、街区内の全ての住宅のZEH化を必須とし、太陽光発電設備及び蓄電池を全戸に設置する脱炭素街区の形成を図るものです。民間事業者の創意工夫による、「脱炭素ドミノ」を推進する先進的な取組についても提案を求めるため、令和７(2025)年度にプロポーザル方式による事業公募を実施し、事業者を選定しました。

採択された提案は３つの大きな特徴があります。

１つ目は、グリーンインフラの活用です。雨水・風・緑といった自然の力を積極的に取り入れ、住宅単体だけでなく、街区全体で環境性能を高めます。具体的には、「雨の庭」による雨水の浸透・循環、「風の庭」による通風の確保、そして「共庭」や「コモンパス」による緑の連続性の確保など、街全体を一体的に設計します。これにより、ヒートアイランド対策、快適性の向上に加え、生物多様性の確保や景観価値の向上も図ります。

２つ目は、安全・安心でレジリエンスの高いまちづくりです。住民同士のつながりを育むコモンスペースを整備し、日常的な交流を促進することで、災害時にも支え合えるコミュニティを形成します。また、防犯面では、街区照明やホームセキュリティの導入、自然な見守り機能の確保などにより、安心して暮らせる環境を整備します。さらに、太陽光発電や蓄電池、生活水の確保などにより、災害時にも生活を維持できるレジリエンス性を確保します。

３つ目は、脱炭素エネルギーの積極活用です。各戸の太陽光発電に加え、地域の再生可能エネルギーを相互に融通する「オンサイトPPA」などの仕組みを導入し、エネルギーの地産地消を実現します。この仕組みにより、単なる省エネ住宅ではなく、再生可能エネルギーを最大限活用した街区全体の脱炭素化を目指します。

住宅性能については、ZEHを上回る性能として、断熱性能HEAT20 G2レベルを採用しています。加えて、外断熱と二重通気層を組み合わせた工法により、夏は熱を排出し、冬は外気を遮断するとともに、地熱の活用による安定した室内環境を実現します。また、外気の取り込みを自動制御するシステムを導入し、四季を通じて快適性と省エネ性能を両立します。さらに、地域資源の活用として、埼玉県産木材「西川材」を構造材に使用しています。これにより、CO_2の長期固定化を実現するとともに、地域の森林循環にも貢献し、環境と地域経済の双方に価値を生み出します。

街区デザインの面では、「街全体をひとつの庭」として捉えることが特徴です。各住宅の庭とコモンパスを連続させることで、自然と人のつながりを生み出し、交流が日常的に生まれる空間を創出します。また、公園との緑のネットワークを形成し、生態系の連続性を確保することで、持続可能な都市環境の構築を目指しています。

加えて、ソフト面の取組も重視しています。住民向けの環境教育や省エネセミナーの実施により、まちへの理解と愛着を深めるとともに、自治会の立ち上げ支援などを通じて、コミュニティの継続的な発展を促します。さらに、各種認証やデザイン賞への応募により、本街区の価値を外部に発信し、他地域への展開も視野に入れています。将来的には、再エネ100%の住宅街区モデルとして、他地域への展開が可能な先進事例となることを目指しています。



脱炭素街区提案イメージ

省エネ化・創エネ化の促進

こうした取組のほか、家庭における省エネルギー設備の普及促進や、再生可能エネルギーの導入促進を目的とし、次の事業を実施しています。

■（既存住宅向け）太陽光発電設備等共同購入事業「みんなのおうちに太陽光」

本事業は、住宅に太陽光発電設備・蓄電池を設置する希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促し、市民の皆様が「よりおトク」に「より安心して」太陽光発電や蓄電池を導入できる仕組みをつくることにより、再生可能エネルギーの普及拡大を図る事業です。本事業は、市と協定を締結したアイチューザー株式会社が実施しています。

■（新築・既築住宅向け）省エネ・断熱住宅普及促進補助金

住宅でのエネルギー消費量を削減するため、省エネ機器の設置や断熱化の更なる促進を図るため、新築の「ZEH」住宅に対して設置費用の補助を予算の範囲で実施しています。

また、既築住宅向けに断熱改修・高効率給湯機への支援も行っています。

■スマートホーム・コミュニティ街区認証制度

本制度は、事業者が主体的に整備する断熱性能や設備の省エネルギー性能等の水準が高められた住宅街区について、市が認証し、その取組を支援することで、地域レベルで持続可能な平時の脱炭素化、レジリエンス性の確保及び住民同士のコミュニティ形成に資するスマートホーム・コミュニティ街区の普及に寄与することを目的とするものです。

おわりに

地球温暖化対策については、行政が率先して取り組むことは当然のことながら、温室効果ガスの削減目標達成に向けては行政の取組だけでは困難であり、市民・事業者の皆様の協力が必要不可欠です。引き続き、行政・市民・事業者と連携を図りながら、ゼロカーボンシティの実現に向けて全力で取り組んでまいります。

スマートホーム・コミュニティ街区認証制度





太陽光発電設備等共同購入事業



省エネ・断熱住宅普及促進補助金

補助対象一覧

	補助対象（要件）			補助金額（上限）
新築	ZEH		「ZEH」の認証をBELS評価書で取得	30万円
既築	断熱改修	全体改修	【要件】①断熱等級５以上の認証をBELS評価書等で取得　②躯体（外壁等）の工事は必須	10万円
		部分改修	【対象工事】●断熱窓の設置 ●ドア交換 【要件】熱貫流率(U)1.9以下の製品を設置 ※工事方法や対象製品の詳細は**先進的窓リノベ2026事業（国の補助金）**を参考にしてください	5万円
	高効率給湯機	エコキュート	※対象製品の詳細は**給湯省エネ2026事業（国の補助金）**を参考にしてください。	5万円
		ハイブリッド		
		エネファーム		
		太陽熱・地中熱利用システム		
		加算	**次の①と②のどちらにも該当する場合に加算** ①ガス給湯器・電気温水器からの交換工事 ②給湯省エネ2026事業（国の補助金）での補助金額が次の額以上の機器 ・エコキュート：10万円 ・ハイブリッド：12万円 ・エネファーム：17万円	5万円

※その他、詳細な条件は交付要綱等にてご確認ください。
※国の補助金のホームページは、さいたま市の補助金ホームページのリンクよりご確認ください。
※補助対象経費から国、県の補助金等の収入額を控除した額の1／3又は、表に示す補助金額のいずれか低い額を補助金の額とします。ただし、各補助対象事業の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とします。